

人件費の政治資金監査報告書における取扱いについて

1 人件費に関する政治資金監査の内容

【第2号監査事項】

- ・ 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。
- ・ 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

【第4号監査事項】

領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。

【会計責任者等に対するヒアリング】

（書面監査では支出の状況が確認できなかったものに対するヒアリングとして、）領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

【政治資金監査報告書記載要領】

支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費がある場合については、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）」と記載する。

2 論点

人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合であっても、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類がある場合は、政治資金監査報告書には記載がなされないこととなる。

人件費以外の支出については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合であれば、政治資金監査報告書（領収書等亡失等一覧表）に記載することとの均衡を失っていないか。

また、領収書等の徴収義務が国会議員関係政治団体に課せられていることから、どうか。

3 検討

対応としては、以下の2案が考えられる。

- (1) 政治資金監査は、国会議員関係団体の収支報告の適正を図ることを目的として、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。

したがって、政治資金監査マニュアルにおいて示された方法により書面監査を行い、政治資金監査マニュアルに示した支出の状況を確認できる書類が存在する場合は、支出に対する政治資金監査の結果として収支報告の適正は確保されたと理解すべきである。

政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果を記載するものであり、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について意見表明を求めるものではないことから、政治資金規正法上の義務違反であることのみを理由として、領収書等が存在しない支出があることを政治資金監査報告書に記載する必要はない。

また、この取扱いは、支出の目的が記載されておらず、政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書等が存在する支出について、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととしていることと整合的である。

【平成21年度第3回委員会資料】

⇒ 現行の取扱いのままとする。

- (2) 政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果を記載するものであり、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について意見表明を求めるものではない。

しかしながら、「領収書等」は、本来すべての支出について徴収することが義務付けられているものであり、人件費以外の支出については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合は、すべて領収書等亡失等一覧表に記載することとしていることから、領収書等が存在することを確認することも、すべての支出をチェックする政治資金監査の一環であると理解すべきである。

したがって、人件費についても、人件費以外の支出と同じ扱いとする。

⇒ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない人件費は、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類があったとしても、領収書等が存在しない旨を政治資金監査報告書に記載する。

⇒ 個別監査指針及び領収書等亡失等一覧表の様式の改定が必要

4 対応（案）

政治資金監査マニュアルの改定により、案(2)で対応する場合には、報告書の対象年が異なると、同一の事実関係を前提とした異なる内容の報告書が提出されることとなり、政治団体にとって対外的な説明に混乱をきたすため、判断基準を変更せざるを得ないような理由が必要である。

※平成 21 年度第 5 回委員会における小見山委員の指摘

「監査の報告書の記載方法が変更されるのは、何か新しい事象が明らかになり、判断基準を変更せざるを得ないような場合が一般的だが、この改定では、21 年分と 22 年分の報告書で、同じ事実であるにも関わらず違う監査報告書が出てしまうのではないか。」

しかし、人件費に係る領収書等の取扱いについては、平成 21 年分の収支報告書に係る政治資金監査の実務においても、その取扱いについて疑義が寄せられておらず、平成 22 年分の収支報告書に係る政治資金監査から、その取扱いを変更する合理的な理由は存在しない。

したがって、今回の政治資金監査マニュアルの改定においては、案(1)の考え方に立ち、現行の取扱いを維持することとしたい。